

## 2025 MFJ 国内競技規則 JSB1000・ST1000・ST600 クラス技術規則改訂について

2025年度 MFJ 国内競技規則「付則8 JSB1000 技術仕様」と「付則9 ST1000 技術仕様」・「付則10 ST600 技術規則」のボディワーク（ウインドスクリーン）に関する規則を改訂いたします。

規則の施行は即時適用となります。

### (1) 付則8 JSB1000 技術規則 規則改訂

【対象規則】：7-12 ボディワーク（フェアリング、ウインドスクリーン、フェンダー、エアダクト）7-12-2 項

【改訂内容】：語句を追加

改訂前	改訂後
7-12-2 ウインドスクリーンの形状は自由とする。ただし、スクリーン本体は一体型のものでなければならない（スクリーンが2ピース以上で構成されていないこと）。スクリーンの垂直方向への高さの変更は認められる。	7-12-2 ウインドスクリーンの形状は自由とする。ただし、スクリーン本体は一体型のものでなければならない（スクリーンが2ピース以上で構成されていないこと）。スクリーンの垂直方向への高さの変更は認められる。 <u>スクリーンエッジには丸みをもたせていなければならない。</u>

### (2) 付則9 ST1000 技術規則・付則10 ST600 技術規則 規則改訂

【対象規則】：ST1000 7-3-12-1-1 ST600 7-3-12-1-1

【改訂内容】：JSB1000 技術規則 7-12-2 項の規則内容に改定

改訂前	改訂後
ST1000 7-3-12-1-1 ウインドスクリーンの形状と材質は変更できるが、高さ方向の寸法変化は公認車両のスクリーン取り付け状態からステムアッパーブラケット（トップブリッジ）上面を基準にして±15mm以内の高さ変化であること。スクリーンエッジには丸みをもたせていなければならない。	ST1000 7-3-12-1-1 / ST600 7-3-12-1-1 <u>ウインドスクリーンの形状は自由とする。ただし、スクリーン本体は一体型のものでなければならない（スクリーンが2ピース以上で構成されていないこと）。</u> <u>スクリーンの垂直方向への高さの変更は認められる。</u> <u>スクリーンエッジには丸みをもたせていなければならない。</u>
ST600 7-3-12-1-1 スクリーンエッジは丸みをもたせていなければならない。	